

三宅町文化ホール舞台関係保守点検及び舞台運行等管理業務仕様書

この仕様書は、三宅町文化ホール舞台関係保守点検及び舞台運行等管理業務について必要な事項を定めるものとする。

なお、本仕様書で甲とは三宅町をいい、乙とは受託者をいう。

1. 業 務 名 三宅町文化ホール舞台関係保守点検及び舞台運行等管理業務

2. 業務場所 奈良県磯城郡三宅町大字 伴堂 地内

3. 業務期間 契約締結日 から 令和10年3月31日
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

4. 業務内容

乙が甲から委託を受けて行う業務は、別紙「機器及び保守点検内容一覧」に掲げる作業及び催しによる利用者対応の照明・音響専門技術員の配置、操作運行及び簡易操作マニュアルの作成とする。なお、操作マニュアルの内容は別途、契約締結後に甲乙間で協議する。

5. 保守点検業務

保守点検業務は年1回とする。

6. 舞台運行業務

催しものによる舞台運行業務は年4回を上限とし、舞台照明・音響等、舞台関係業務遂行に必要な照明・音響専門技術員を1名ないし2名を配置するものとする。なお、照明・音響専門技術員を配置する合計日数は6日を上限とし、延べ人数は9名を上限とする。

7. 故障修理等

不時の故障に際し、甲より連絡のあった場合は、乙は直ちに技術サービス員を派遣し、迅速に修理するものとする。なお、部品取替等を必要と認めた場合は、予め甲にその旨を申し立てて施工するものとする。

8. 故障修理整備費用

前項記載の故障修理等のため、乙の派遣する技術サービス員の交通費、日当、部品取替等の実費は、別途、甲の負担とする。

9. 業務完了報告書の提出

乙は、所定の業務が終了したときは、業務完了報告書（点検表等）を甲に提出するものとする。

10. 経費負担

- (1) 業務の実施に要する工具、材料等は、乙の負担とすること。
- (2) 保守点検を行った結果、乙の判断により必要と認める場合、消耗品的部品はこれを取り替えるものとし、その費用は甲の負担とする。
- (3) 甲は、業務に必要な電気・水道等の使用料を負担する。ただし、乙は必要最小限の使用にとどめなければならない。

11. 業務中の危険防止及びその他の注意事項

- (1) 乙は、高所または通路上における業務の場合は、甲の執務に支障のないようにするとともに、職員及び通行人の安全を確保するための措置を行うものとする。
- (2) 乙は、業務に起因する不具合が生じたときは、甲に報告するとともに、乙の負担において速やかに無償修復を行うものとする。

12. 個人情報の保護

乙は、この業務にあたり知り得た個人情報について、みだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用するなど、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

13. その他

- (1) この仕様書は、業務の概要を示すものであり、現場の状況に応じて軽微なもので管理上必要と認められる作業は、契約金額の範囲内で誠意をもって行うものとする。
- (2) 催しものの中止や追加により技術員の配置に変更があった場合、年度末までに増減に応じた変更契約を行うものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。